

2013年9月7日

日本安全保障貿易学会 第16回研究大会 自由論題セッション
核不拡散体制の拡大とその利用 —インドとの民生原子力協力を事例に—拓殖大学大学院 博士後期課程
奥田 将洋

はじめに

(1) 進展するインドとの民生原子力協力

- ・ 2008年以降インドと原子力協定を締結した国々：米国、ロシア、イギリス、フランス、カナダ、韓国、カザフスタン、アルゼンチン、モンゴル、ナミビアなど
 - ・ 二国間協力の具体化
米印再処理取り決め・手続き合意（2010）
 - ・ 日印も協定の早期妥結へむけ交渉加速（2013年5月）
- ⇒インドとの原子力協力に向けられる懸念（後述）

(2) 議論の今日的意義

- ・ 不拡散の文脈での対印協力の意義の検討
インドとの原子力協力の背景要因：戦略的重要性、産業の国際展開、エネルギー安全保障、環境など
- ⇒核不拡散の観点からの対印協力の意義の検討

対印協力正当化の背景として、不拡散体制の拡大とその利用の問題

- ・ 今日行われている議論への対応
NPTをベースとした懸念論への応答と、今後の不拡散強化のための議論の必要性

1. 対印協力に関する議論

(1) 対印協力に対する核不拡散の文脈における懸念

問題の所在

- ・ 既存のルールとの整合性の問題
NPTのbasic bargainとの矛盾
- ・ 拡散懸念としてのインド
インド核保有の実質的な容認、インド自身の核戦力の増強
- ・ インドからの拡散
濃縮・再処理技術など

(2) 国際制度・レジームとしての指摘

- ・ 核不拡散のための方法に関する問題
条約等ルール of 普遍性→拡散対抗 (PSI,CSI) など
- ・ 核不拡散アプローチの比重の変化
多国間枠組み→二国間枠組み=供給側アプローチ中心の手段→需要側アプローチ中心
へ

2. 対印協力正当化の論理

(1) 核不拡散の文脈での正当化

- ・ インドに課せられた“約束”

2008年9月 NSG, “Statement on civil nuclear Cooperation with India”

- IAEA 保障措置の受け入れ
- 保障措置追加議定書への参加 (2009.5.15 署名)
- 濃縮、再処理技術の移転の自制
- 効果的な輸出管理制度の構築、NSG ガイドラインとの調和

- ・ インド例外化による核不拡散体制の強化

上記のようなインドからの核不拡散へのコミットメント

⇒これまで国際的な核不拡散体制に関与してこなかったインドを核不拡散体制に取り込むもの。 拡散懸念→拡散防止国へ

インドとの原子力協力正当化の論理の背景→核不拡散体制の拡大と利用

3. 核不拡散体制の拡大

(1) 核不拡散に関する国際枠組みの増加

- ・ 原子力の国際管理構想 (1946年~、国連原子力委員会) から
核不拡散に関する国際枠組み=時代ごとに登場する拡散懸念に対応するために成立する。

核不拡散に関する国際枠組み (IAEA~NSGまで)

枠組み	手段	懸念される事象	懸念対象アクター	効果
IAEA	保障措置	原子力技術保有国	原子力受領国	軍事転用防止
PTBT	爆発実験の停止	核実験による核兵器開発の進行	核兵器開発国 (フランス、中国)	技術開発の阻止
NPT	核兵器開発・保有の禁止	原子力平和利用を行う国	核兵器国以外の原子力技術保有国	核兵器保有の阻止
NSG	関連資器材の輸出規制	自国が提供する原子力技術の軍事転用	NPT等国際枠組み外の主体	技術開発の阻止

- ・ 核不拡散体制の中での相互補完
➢ それぞれの枠組みの成立の背景⇒既存の枠組みでは対処できない拡散懸念の

存在

- 各枠組みのメンバーシップの相違(例: NSG 設立当初フランスは NPT 未加盟)
各枠組みはそれぞれ各不拡散のための一手段として利用されてきた

(2) 2000 年代の拡散懸念と対応

対印原子力協力の前提となる各国のインドへの懸念に影響を与えた可能性

- ・ 米国同時多発テロ (2001 年) を契機とした二つの動向
 - 対テロ戦争パートナーとしてのインド
 - ・・・1998 年の核実験に対する経済制裁の緩和
 - 非国家主体への大量破壊兵器拡散
 - ・・・拡散対抗等新たな措置の必要性
- ・ 2000 年代の拡散懸念と対応
 - 懸念
主体：テロ (非国家主体)、イラン、イラク、北朝鮮(ならず者国家)への拡散
活動：カーンネットワークなど、秘匿、迂回による調達
 - 対応
普遍的な枠組み：国連安保理決議 1540
米国のイニシアチブによるもの：2002 年国家安全保障戦略 (NSS2002) の下、PSI、CSI などの拡散対抗措置に多数の国が参加

4. 核不拡散体制の利用

(1) NPT の相対化

- ・ 普遍性追及の限界
 - 違反国の NPT 加盟は非現実的→既存の枠組みでは対応できない問題
 - 2005 年 NPT 運用検討会議：米国：不拡散に関する議論の優先、核軍縮に関する議論を重視する勢力との間で対立→最終文書採択されず。
- ・ NPT の相対化
 - 米国のイニシアチブにより拡大した拡散対抗措置等の不拡散枠組みと NPT との間で相対化

(2) インドを核不拡散体制に取り込む意義

- ・ インドにとっての意義
 - 自国の軍縮・不拡散措置への評価を示すもの
⇔ (懸念論) インドの核兵器保有を実質容認

- ・ サプライヤーとしてのインド
 - 重水炉、濃縮、再処理技術の保有
インドの保有する原子力技術拡散の恐れ→2003年統一輸出管理品目リスト(SCOMET)等制定の信頼性
 - イランとの関係
原油輸入等イランと密接な関係にあるインド→イランへのループホールとなる可能性のあるインドを核不拡散体制の側に取り込む
インド：2007年以降、イランに対する原子力関連資機材の輸出管理を厳格化する動き
- ・ 拡散対抗措置の特性とインド
より多くのメンバーシップ、ループホールへの対応

(3) 核不拡散体制の利用

インドとの民生原子力協力を事例に

- ・ 拡大した核不拡散体制の利用
 - 核不拡散の文脈での拡大要因
既存の枠組みで対応できない問題の発生への対処として
⇒核不拡散措置の選択肢の拡大
 - ・ インド：自国の不拡散措置への信頼を確認するため
 - ・ 米国、核不拡散体制：拡散懸念への対応として

終わりに

(1) NPT以外の核不拡散措置の重要性

- ・ インドによる不拡散措置遵守の確保：新規建設される原子力施設への保障措置
更なる関与の深化(CTBT批准)等
- ・ NPTが相対化され扱われている中での核不拡散措置への関与

(2) 国際制度やレジームの問題

- ・ 核不拡散体制を構成する枠組み間の地位の問題
国連安保理決議による国際立法の問題
- ・ 核不拡散(安全保障)以外の問題領域との交差

以上